

2. 候補地選定における評価

(1) 評価項目と評価基準

基本的 指針	分類	項目		評価の観点	評価基準		
					適性高い (5点)	適性普通 (3点)	適性低い (1点)
安全 安心な 施設運 営	立地回避区 域	1	保安林(森林法)	保安林	無し	—	有り
		2	河川区域(河川法)	河川区域	無し	—	有り
		3	土砂災害等のリスク (地すべり等防止法、砂防法、 急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律、土砂災害 防止法)	砂防指定区域、地すべり 防止地区、急傾斜地崩 壊危険区域、ハザード マップにおける位置付け	無し	土砂災害警戒区域	有り 土砂災害特別警戒 区域
		4	文化財(文化財保護法)	史跡、名勝、天然記念 物	無し	指定は無いが埋蔵 文化財包蔵地有り	有り
		5	自然公園(自然公園法)	国定公園	無し	—	有り
	候補地の状 況	6	地質	・地盤 ・地下水 ・地震危険度 ・活断層	山間地 水位低 危険度1・2 活断層無し	山間地 中程度 危険度3・4 活断層付近	平地(軟弱) 水位高 危険度5・6 活断層直上
		7	面積・形状	・面積 ・形状 ・急勾配	面積2ha以上 整形 ほぼ勾配無し	面積1.5～2ha 整形 やや勾配有り	面積1.5ha未満 いびつ 急勾配箇所有り
		8	施設配置	配置、スペース、重機 移動	十分	工夫必要であるが 可能	支障有り
	候補地及び 周辺地域(概 ね50m以内) の規制関係	9	都市計画①	用途地域の指定	無し	右記以外の指定	住居専用地域、工 業専用地域
		10	都市計画②	立地適正化計画にお ける指定	指定なし	都市機能誘導区域	居住誘導区域
	周辺の土地 利用状況(自 然環境)※概 ね100m以内	11	自然環境	諏訪市自然環境保全 条例における指定	地下水揚水届出地 域	地下水揚水調整地 域	自然環境保全地域
		12	希少動植物(鳥獣の保 護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律)	・希少動物の生息地ま たは繁殖地 ・長野県版レッドリスト	特に認められてい ない	生息・繁殖が認め られている	県レッドリストにお ける植物群落あり

地域住民の理解	周辺の土地利用状況(生活環境)※概ね100m以内	13	土地利用	主な地目及び現況	荒廃農地、山林、原野	田畑(耕作有り)、雑種地	国有林宅地
		14	農用地	農業振興地域	無し	農業振興地域	農振農用地
		15	周辺施設等の環境	・教育施設(通学路) ・観光施設・生涯学習施設等	無し	施設有り(通学路無し)	施設有り(通学路有り)
		16	付近の住宅分布の状況	・戸数 ・住家の密集度	住家無し	住家50戸未満	住家50戸以上
		17	地元同意の容易性	・地権者の同意 ・地元自治会の同意	同意済	同意見込有り	打診無し
		18	その他生活環境	生活に利用している水源までの距離	100m以上	50m以上100m未満	50m未満
		19	地域還元	埋立終了(廃止)後の土地活用、周辺との調和(緑地・公園化)	周辺と調和した活用可能性高い	可能性有り	可能性低い
	施設整備・経済性	20	排水放流先の確保	下水道への接続	供用開始区域内	認可区域内	認可区域外
		21	用地取得の容易性	・市有地 ・地権者数	市有地	30人未満	30人以上
		22	幹線道路から候補地までの道路状況	・幅員 ・舗装 ・拡幅可能性	幅員5m以上 舗装 拡幅可	幅員3～5m 舗装 拡幅可	幅員3m未満 未舗装 拡幅不可
23		中間処理施設からの距離及び所要時間(車)	湖周クリーンセンターからの距離及び所要時間	15km以内または30分以内	15km超30km以内または30分超1時間以内	30km超または1時間超	
24		電力・通信の確保	電力・通信の確保	可能	—	困難	
25		施設プラント用水及び生活用水の確保	・上水道の確保 ・プラント用水の確保	可能	—	困難	
26		造成費	土地造成、地盤改良	大幅な造成・改良は不要	大幅な改良は不要であるが立木伐採必要	造成面積大、地盤改良必要	
27		施設整備費	標準工事費、嵩上げ工事、埋立施設の掘削による土量	標準工事費想定	市街地からの距離が長くコスト上昇の可能性有り	位置・形状から追加費用必要	
経済的で利便性の高い施設	28	エネルギー	再エネ導入(太陽光)	日射良好	工夫必要であるが可能	日陰多い	

 公募において「必須事項」に掲げている項目

 公募において「望ましい事項」に掲げている項目

(2)評価方法

なるべく客観的な評価が可能となるよう、定量的な指標を設定し、評価の重み（配点）の設定にあたっては、公平性、透明性、合理性の確保のため、AHPを採用する。

※AHP（Analytic Hierarchy Process）…階層的意決定手法。人間の総合判断、評価の仕組みを階層構造に構造化し、意思決定を行うこと

(3)評価項目の重みの設定

AHPの考え方に基づき、各項目をどの程度重要視するかを、項目間の一対比較により定量化する。一対比較では、評価項目の中から一対（2つ）を取り上げて比較し評価する。

一対比較値

5	左の項目が上の項目より重要
3	左の項目が上の項目よりやや重要
1	左の項目が上の項目と同じくらい重要
0.3	左の項目が上の項目よりあまり重要でない
0.2	左の項目が上の項目より重要でない

AHP一対比較値による各評価項目の重み（配点）を下表（例）のようにする。評価項目ごとの配点は評価項目数や評価項目の重要度により傾斜配分する。各評価項目ごと配点×重みにより算出し、合計＝100点満点となるよう重みを調整する。

一対比較表（例）	土砂災害等のリスク	面積・形状	排水放流先の確保	電力・通信の確保
土砂災害等のリスク	1	3	5	3
面積・形状	0.3	1	3	1
排水放流先の確保	0.2	0.3	1	0.3
電力・通信の確保	0.3	1	3	1